

ショートステイ サンホープケアヴィレッジ・ソレイユ運営規程
(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 医療法人 日望会が開設するショートステイ サンホープケアヴィレッジ・ソレイユ(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、機能訓練指導員及びその他の従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るのもでなければならない。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイ サンホープケアヴィレッジ・ソレイユ
- 二 所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美500-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 医師 1名以上
生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 12名以上
栄養士 1名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は、指定短期入所生活介護等の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は40名とする。

(ユニット数 4ユニット 各ユニットの利用定員は10名とする。)

(短期入所生活介護等の内容)

第6条 指定短期入所生活介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導(相談援助等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練)
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 食事サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他の利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 食費の提供に要する費用として、別紙のとおり。
- 二 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
- 三 理美容代として、実費。
- 四 その他指定短期入所生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常送迎の実施地域)

第8条 通常送迎の実施地域は主に、桐生市・みどり市・太田市・伊勢崎市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、その旨申し出ること。
- 三 浴室を利用する際には、その旨申し出ること。
- 四 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定短期入所生活介護等を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急

事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年6月及び11月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあって地域包括支援センター）、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第13条 事業所は、指定短期入所生活介護等の提供に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 事業所は、指定短期入所生活介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生

労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 年2回
- 2 事業所は、指定短期入所生活介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 日望会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年6月21日から施行する。

この規程は、平成23年7月21日から施行する。

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年2月21日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。(介護予防短期入所生活介護を併記)